

弁 護 士 に よ る

簡 易 迅 速 適 正 低 額

ト ラ ブ ル 解 決

震 災 ADR

～震災で発生したいろいろなトラブルの早期かつ円満な解決の実現を目指します～

Q1 どんなときに使えるのですか？

- 震災を原因として発生したトラブルの解決にお使いになれます。



・借地借家に関するトラブル ・雇用に関するトラブル
・近隣問題に関するトラブル ・建物・マンションの修繕等に関するトラブル など

Q2 どのように解決するのですか？

- 経験豊富な弁護士が、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で和解による解決を目指します。
- 事案によっては、不動産鑑定士、建築士等の専門家も協力します。

Q3 申立はどのようにするのですか？

- まずは弁護士による法律相談を受けて下さい。 弁護士による法律相談は、仙台弁護士会法律相談センターや、各法律事務所、法テラス、公共施設等で実施しています。相談後、裏面の申込書にて申込をすることもできます。また、紛争解決支援センター(022-223-1005)にお電話頂いても結構です。

Q4 費用はどのくらいかかるのですか？

- 申立手数料、相手方手数料、旅費出張日当の費用負担は不要です。解決した場合には成立手数料が発生します。詳しくは裏面をご覧ください。

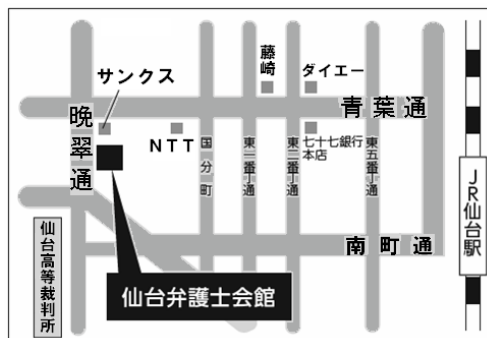
Q5 時間はどのくらいかかるのですか？

- 申立 ⇒ 審理開始 ⇒ 審理期日 ⇒ 解決 2ヶ月程度での早期解決を目指します

仙 台 弁 護 士 会

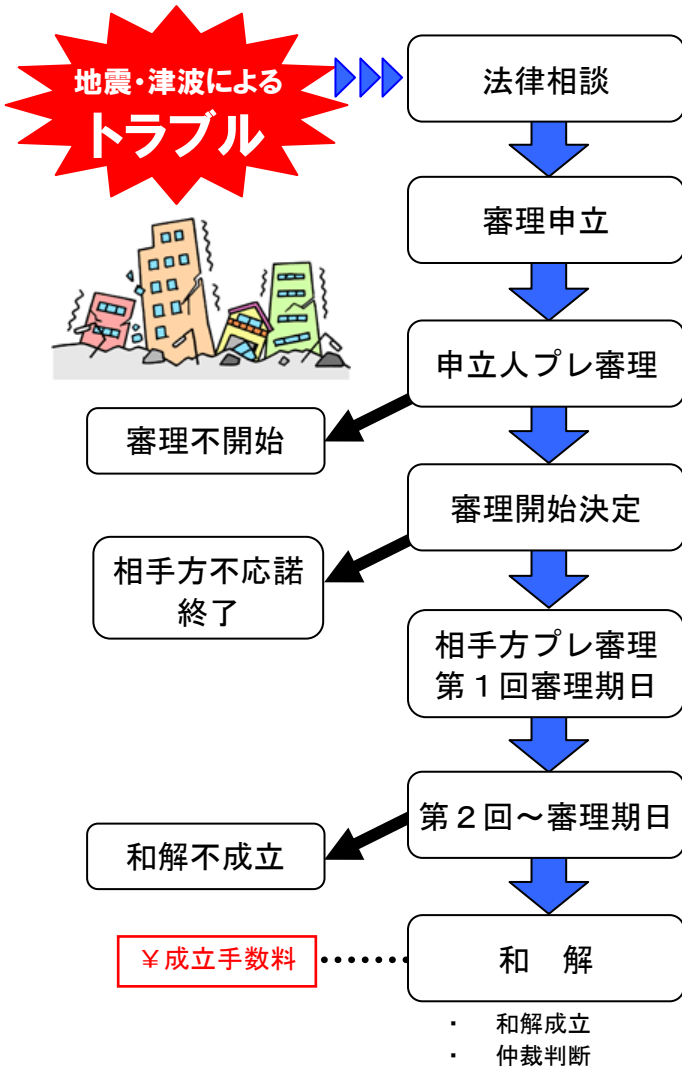
紛 争 解 決 支 援 セ ン タ ー

住 所 仙 台 市 青 葉 区 一 番 町 2-9-18
電 話 022-223-1005
受 付 時 間 平 日 午 前 10 時 ～ 午 後 4 時



震災ADRの流れ

仲裁人(弁護士の中から選ばれます)が申立人と相手方の双方の言い分を良く聞いた上で、和解あっせんをします



- 申立手数料…無料
- 相手方手数料…無料
- 成立手数料

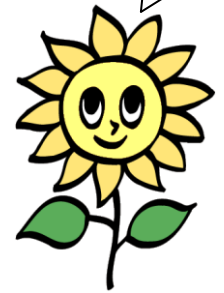
原則として、下表のとおり解決額に応じて算出された金額を申立人と相手方で折半して負担していただきます。

解決金	割合
100万円までの場合	4%+消費税
100万円を超え300万円の場合	2%+2万円+消費税
300万円を超え3000万円の場合	1%+5万円+消費税
3000万円を超える場合	0.5%+20万円+消費税

■ 成立手数料早見表(税込)

解決金	成立手数料
10万円	4,200円
50万円	21,000円
100万円	42,000円
150万円	52,500円
200万円	63,000円
300万円	84,000円
500万円	105,000円
1,000万円	157,500円
2,000万円	262,500円
3,000万円	367,500円
5,000万円	472,500円
1億円	735,000円

まずは相談機関で弁護士の法律相談を受けて下さい。(裏面Q3参照)



◎ 申立を希望する場合は下記申込書へ記入し、切り取らずにFAX送信あるいは郵送して下さい。

仙台弁護士会 紛争解決支援センター 御中
(FAX: 022-726-2545)

震災ADR申込書

平成 年 月 日

申立人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	()	携帯
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな		
	住所	〒		
	連絡先	電話番号		

相談日 平成 年 月 日 相談場所 _____ 相談担当弁護士名 _____

※ 後日こちらから電話連絡をいたしますので、平日・日中に出ることができる電話番号を必ずご記入下さい。